

○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

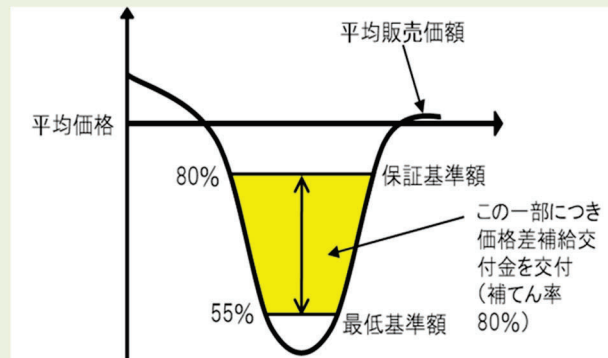
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

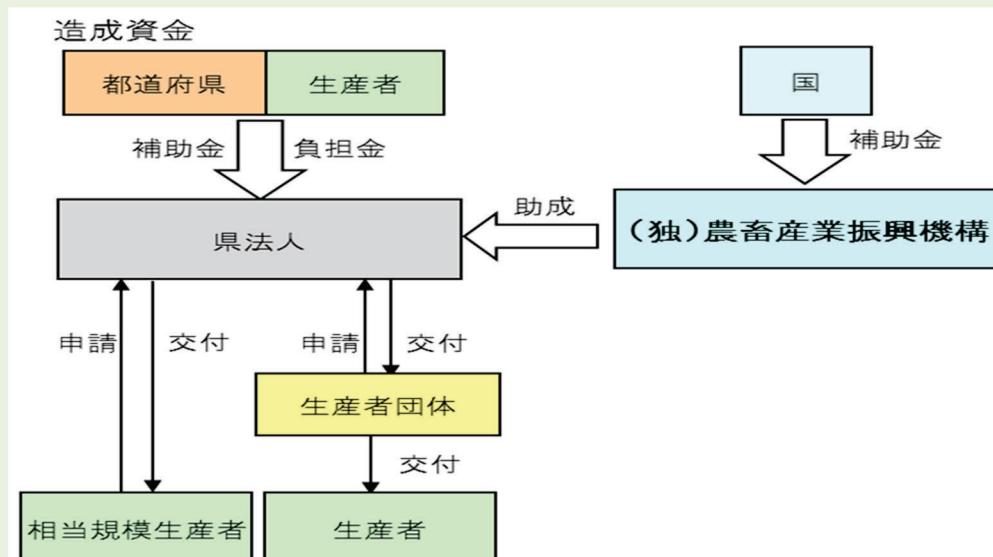
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：631百万円】

○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

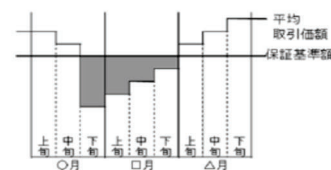
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりALICに資金を造成価格低落等の際に補てんし、農家経営を直接支援しています。

○「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てん。



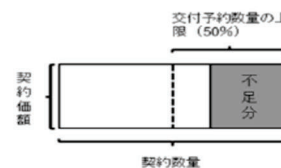
○「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外生産量の出荷調整を行った場合に補てん。

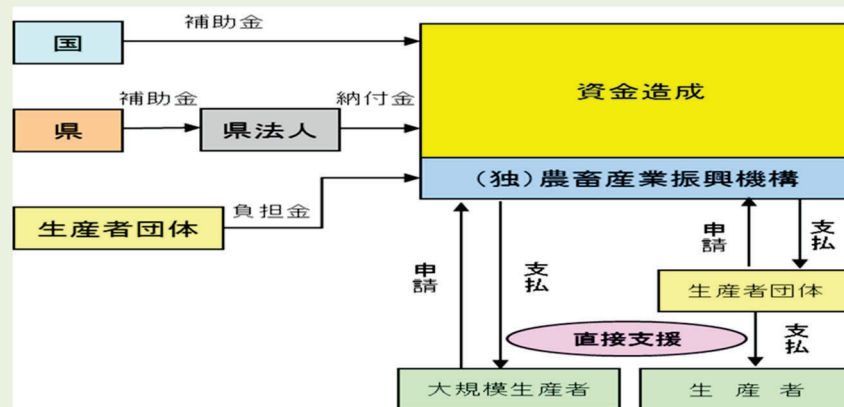


○「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保できない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てん。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：96百万円】